

明治前期の保護主義経済論とケアリー

——大島貞益を中心に——

高橋 和男

*

日本の経済発展を政府の通商・産業政策の観点から説明することは通念となっている。このような観点から得られる一つの結論が、工業化の初期の段階で保護政策をとって国内産業の育成につとめたことが日本を成功に導いた、というものである。そして、このような保護政策が日本に定着する過程でフリードリッヒ・リスト（1789—1846）の与えた思想的影響が強調されている。

たとえば、テッサ・モーリス—鈴木は、リストは主著『経済学の国民的体系』（1841年）において、「経済生活に占める国家の役割」を他の誰よりも認識し、「イギリスの自由主義的経済学に対して、ケアリーよりもはるかに根本的なレベルで挑戦を挑んでいた」と指摘する¹⁾。また、ごく最近同じ叢書に収められた書物において、D. ウイリアムズも、近代ドイツならびに近代日本の経済的興隆に産業政策が決定的役割を果たしたと言うだけではなく、リストは産業政策の諸原則に関する「19世紀最高の思想家」であった、とさえ言う²⁾。このような立場からすれば、リストの主著が1880年代末に日本で翻訳・紹介されたことは画期的であった、と言えるかもしれない。しかし、リストを基準に欧米の保護主義経済思想のわが国への紹介を評価する通説のやり方は、経済思想史上のリストについての通念をもとに、1890年以降の政府主導型の日本の経済発展という事実を説明する、一種の後知恵にすぎない。それはせいぜいリストの思想的影響あるいは経済発展とのその適合的関連を示唆しえたとしても、依然として、リストの理論や思想の現実の経済政策への適用例を明確にしえているわけではないからである³⁾。さらに、それ以前の問題として、リストに限らず外国思想の受容を論じる場合われわれは翻訳という解釈作業のもつ「政治的文脈」に目を向ける必要があるだろう。記者個人の能力や関心や政治的意見などと共に訳者が属する学派や人脈に特有の一定の知的・精神的傾向あるいは党派

1) Tessa Morris-Suzuki, *A History of Japanese Economic Thought*, London, 1989, p.60.
藤井隆至訳『日本の経済思想』岩波書店, 1991年, 98ページ。

2) David Williams, *Japan: Beyond the End of History*, London, 1994, p.xii.

3) *Ibid.*, ch.7.

性などが、当然のことだが原文の解釈（＝翻訳）になんらかの個性を生む。ある書物を翻訳するか否かの決定は、とりわけ「翻訳文化」時代には、個人なり集団なりのそうした目的意識によって左右されたとと言える⁴⁾。

このような視角から明治前期の保護主義経済論の導入過程におけるケアリーとリストの受容を見ると、そこには両者の経済思想のきわだった違いが浮かびあがってくるだけでなく、リストの影響の優勢という通説の意味もまた自ずから鮮明になってくる。その際、ケアリーとリストの双方の翻訳を手がけ、両者の思想的特質に通じた大島貞益（1845—1914）が、福沢諭吉に典型的にみられるように、翻訳を土台としながらあくまでも「国情」にあった自前の経済論を練りあげようとつとめた啓蒙思想家であったことにわれわれはもっと留意する必要があるだろう。大島が彼のいわゆる「学問のJapanization」のために参照した著者として、『経済纂論』の執筆の場合に限っても、J. S. ミル、フォーセット、ロッシャー、ケアリー、リストなどの名が挙げられていて、大島はリストの思想の祖述者などとは決して言えないのである⁵⁾。いや、むしろ大島の主張はときとしてリストの主張と鋭く対立する場合さえある。しかもそうした対立の背景にはケアリーとリストとの思想的対立が伏在する。以下では大島の経済論を通じて、明治前期の保護主義が、ケアリーとリストという「保護主義の二つの体系」⁶⁾から取捨選択したものを具体的に明らかにすることで、モーリス—鈴木やウイリアムズらの所説が意味するものを示唆することにしたい。だが、まず、リストの著書が最初に翻訳される以前の保護主義思想のわが国への導入状況を一瞥しておこう。

*

リストの『経済学の国民的体系』がその英訳イギリス版から大島貞益によって重訳される1889（明治22）年以前の明治前期の欧米保護主義経済思想の導入に関して次の二つのことが注意されねばならない。一つは、保護主義の文献として紹介されたのがほとんどアメリカのケアリーおよびその周辺の人物の著作に限られていたということである⁷⁾。二つは、この間大島は、バッケルの史書やマルサスの人口論を翻訳しただけでなく、ケアリーの『社会科学原理』の短

4) 堀経夫『明治経済思想史』明治文献、1975年、212ページに次の指摘が見られる。

「サリヴァン〔Sir Edward Sullivan〕の特異な保護貿易論は必ずしも明治初期……のわが国の産業状態に該当した議論ではなかったのであるが、しかしわが国の保護貿易主義者は、その書物の実態の如何を問わず、ただ保護主義の名称に懂れてサリヴァンの著書を邦訳し、これを自己の陣営を衛る一勢力たらしめたものと思われる。」

5) 「学問のJapanization」という言葉は「国勢時情」に応じて経済政策、特に貿易政策を策定すべきことを提唱したものである。本書は、静岡県選出の貴族院議員宮崎總五が古稀の自祝に富田鉄之助を介して大島に執筆を依頼した私家版である。

6) 拙稿「保護主義の二つの体系：リストとケアリー」『立教経済学研究』1991年を参照。

7) 堀経夫、前掲書、200ページ。リストの名は中川恒次郎著『経済実学講義』1886（明治19）年—87（明治20）年に現われると言われているが、これが最初か否かは確認できていない。同書236ページ。

縮版を犬養毅とは別個に翻訳するなど、英米の自由主義的著作に十分親しんでいたことである(後述)。

まず第一の点について。1871(明治4)年に、若山儀一が『保護税説』という短い論説を著してそこで直接ケアリーの思想を紹介しているが、それより2年前に若山がその一部を訳出したアメリカの自由主義経済学者A. L. ペリーの『経済原論』を通じてケアリーの思想の一端が間接的に紹介されている⁸⁾。モーリス—鈴木はその『日本の経済思想』のなかで、『保護税説』において、ケアリーのポピュリスティックな思想が紹介されたと簡潔に指摘しているが適切な評価といえる⁹⁾。明治初年のわが国の保護主義に関する論説がケアリーの理論にもっぱら依拠していたという事実はこれまでくりかえし指摘されてきたが、彼の理論の内容にわたる言及や、ましてその分析はほとんどなされた試しがない。堀経夫氏の半世紀前にさかのぼる労作を除けば、「わが国の保護主義経済論の根拠となった理論」を「公刊された『圭氏経済学』を通じて」であれ明らかにした例は他にほとんどない¹⁰⁾。まして犬養毅によるケアリーの主著の短縮版の翻訳が『圭氏経済学』として公刊される1884(明治17)年——ただし全巻が完結するのは1888(明治21)——以前の保護主義者の言説を、ケアリーのさまざまな著作とつぎ合わせてその影響を検討した例となると皆無である¹¹⁾。それだけにモーリス—鈴木の上記の指摘は、リスト『経済学の国民的体系』の大島訳の出現とともにケアリーの影が急速に薄れていった(かのよう¹²⁾に考えられている)背景を考える上で興味深く思われる。

わが国の保護主義あるいは保護貿易主義の鼻祖とされる若山儀一^{のりかず}(緒方正と同一人物)の「保護税説」は、「保護貿易主義を説いた最初のもの¹²⁾」として貴重な資料だが、大島や犬養以前にケアリーの理論を借りて農業保護を訴えた点でも注目に値する。この論説には若山が参考のために「ケイリー」氏等、欧亜各国、実際に就て其得失を明晰する数章を抄訳し」という断りのある付録があり、ポルトガル、スペイン、トルコ、デンマーク、ロシア、インドの盛衰が引用されている。とりわけインド土着の木綿工業の衰退原因がイギリス機械制紡織との競争による市場の喪失にあることを指摘したくんだりや、あるいは、イギリス資本によるインドの鉄道建設が輸送力を向上させる結果インドがますます農産物・原料輸出に特化し、反比例的に国内工業が衰退するという悪循環を説いたあたりはケアリーの議論と完全に一致し、「今の甚しきに至らしむる者英の残暴極まると謂うへし」という文句にいたってはイギリス嫌いのケアリーからの引き写し以外の何物でもない¹³⁾。

8) Arthur L. Perry, *Elements of Political Economy*, 1865. 若山儀一訳『経済原論』1869(明治2)年。大山敷太郎編『若山儀一全集』, 東洋経済新報社, 1940年, 上巻, 488ページ。

9) Tessa Morris-Suzuki, *op. cit.*, p. 59. 藤井隆至訳, 前掲書, 96ページ。

10) 堀経夫, 前掲書, 21ページ。

11) 杉山忠平『明治啓蒙期の経済思想——福沢諭吉を中心に』, 法政大学出版局, 1986年, 10—14ページも例外ではない。

12) 『若山儀一全集』下巻, 731ページ。

13) 『若山儀一全集』下巻, 753ページ。

「保護税説」本文の内容紹介はこれまでも堀経夫氏らによってなされたことがあるが¹⁴⁾、そこで説かれた「勸業保護の術」が、農産物や工業原料といった一次産品の輸出への特化をいまいしめ、農工間分業による国内市場形成論であることを明確に指摘した文献は管見の限り見あたらない。例えば「自在交易」を行なえば、インドやトルコやアイルランドの最近の例が示すように、「其國必ず衰亡を招く」と若山は言う。日本は、これらの従属国のように「佳穀を濫出して地力を薄瘠せしめ、奸闖を逞して交易の衰微を来」す自由貿易を取るのではなく、「良穀の濫出を禁じ以て地力の薄瘠を復し、奸商の闖曲を戒め以て交易の衰微を起」す「保護税法」を取るべきである、と主張する。若山がここで「交易」と言っているのは「自在交易」(free trade)とは区別されるべき局地的な商品交換＝農工間分業 (commerce) を意味することに注意しなければならない。若山が大島のように「トレード」と「コマース」に別々の訳語をあてていれば問題はないが¹⁵⁾、そうではないので次のような例を証拠として挙げざるをえない。

「保護を唱ふる者は人道の相須ち相扶くるの説を主とし、専ら智工を開闡し、物産を殖し、財本を増し、随て人民の自由を得せしめんことを務む。故に其徒の言に曰く、凡世界生物の数多しと雖も、相須ち相扶けざるを得ざる者人類に如く者なし。其初生る、や父母の懷抱に依らざるべからず、良長ずるや師長の教育を受けざるべからず、既に成長するや政府の保護に頼らざるべからず。もし父母の懷抱無くんば直に飢寒に迫るべし。若し師長の教育無くんば礼儀をしらず、財識長せず。若し政府の保護なくんば暴強の残害に逢はん。是故に父母に懷抱の恩あり、学に教育の道あり、國に刑禁の設、六軍の備あり。皆保護の道に非るなし。蓋交易は経済の大本なり。其施為の際に於て最此道を行なはざるべからず¹⁶⁾。」(下線は引用者)

第二に指摘すべき点は、この点にこそケアリーとリストの重要な相違があると筆者は考えるのだが、若山が農業保護を不可欠の条件としてその保護貿易論を説いていることである。リストの国民経済発展段階においては農業は5段階のうちどの発展段階にあっても自由貿易が適用されることになっていて、工業とは異なる扱いを受けていることは周知の通りである¹⁷⁾。したがって、リストの場合には、ポルトガル、スペイン、トルコのような農業状態段階にある国に対して適用される貿易政策は自由貿易だが、ケアリー(＝若山)の場合には、これらの国にとって、自由貿易は「之を行えば其國必ず衰亡を招く」のである。「殷鑑近きに在り。然れば其取るべからざるは固なり」として挙げられたインド、トルコ、アイルランドのような農業国は、したがって日本も、「勸業保護の術」を施すというとき、「国内工作を保護するを以て最要の目的」としなければならなかった。次の若山の文章はケアリー保護主義のポピュリスト的性

14) 堀経夫、前掲書。201—204ページ。

15) ケアリー自身が「コマース」を「トレード」から区別するのは『過去・現在・未来』以降の著書においてである。拙稿「ヘンリー・ケアリーの「コマース」論」『立教経済学研究』1988年を参照。

16) 『若山儀一全集』下巻、736ページ。引用の文章は、保護関税が「彼に奪ひ此に与へ一旦國に益ある如しと雖も漸く交易の衰微を来し国産の輸出を減し」と批判する「自在交易」説に対比されている。

17) フリードリッヒ・リスト『経済学の国民的体系』小林昇訳、岩波書店、1970年、第18章。

格と孤立主義的ないしアウトルキー的性格をよくとらえている。

「蓋し輸出入の制限を立れば能く有用貨物の濫出を防ぎ、無用長器の濫入を禁ずへし。進口の税則を定むれば国内の良産異物の為めに其市場を奪はるゝことなく、價直其當を得るを以て、工人競て之を製出し、財主喜て財本を之に資す。能く此の如くなれば之が製造に供するの物其價自ら翔貴し、之を産する土其價亦随て踊躍す。是を以て農皆競て其物を産せんことを務め、工皆争てその物を製せんことを計る。是に於てか土價雇直共〔地価と賃金の意味〕に昂昂し、財主其息を獲ること多し¹⁸⁾。」

さらに若山の保護主義論を理解する上で逸することのできない文献に1877（明治10）年に出版された『自由交易穴探』がある。これは若山がイギリス人バイルズのポピュラーな自由貿易批判書の一部（全35章のうちの最初の8章）を翻訳したものだが、イギリス版第9版にもとづくアメリカ版初版が底本として用いられた。アメリカ版はケアリーの甥 Henry Garey Baird の営む出版社からフィラデルフィアで1872年に公刊された¹⁹⁾。若山は岩倉使節団の随員として1871年12月（陽暦、以下同じ）に横浜を立ち、その後1874（明治7）年3月に帰朝するまで合衆国にとどまった²⁰⁾。使節団がワシントンに着いたのが1872年2月29日で、フィラデルフィア、ニューヨークを経てボストンからロンドンへ出発するのが同年8月6日であるからこの半年ほどの間に若山がフィラデルフィアで公刊されたばかりの上記アメリカ版を入手した可能性も十分考えられる²¹⁾。ちなみにリストの『国民的体系』の最初の英語版（＝アメリカ版）が1856年にやはりフィラデルフィアの書店リピンコット社から公刊されているので、リストのこの英訳本に関して若山が一度も言及していないのは奇妙である。若山はこの書物に含まれる農業自由貿易論になじめずリストの保護主義論を意図的に斥けたとは考えられないであろうか²²⁾。ちなみに、『国民的体系』の最初の邦訳である大島訳はS. ロイドによる第3の英語訳を底本としているが、このイギリス版は、付録にバイルズの同書（第9版）からの抜書や訳者ロイドの農業保護論を含み、原書への不満を補っているのが特徴である。後述するように大島訳はロイド訳に含まれるこれらの付録を記載するだけでなく、フランス語版訳者リヒュローの注釈やアメリカ版編者コルウェルの序論および注釈をも記載している。アメリカ版に再録されたりヒュ

18) 『若山儀一全集』下巻、735ページ。

19) *Sophisms of Free-Trade and Popular Political Economy Examined*, By A Barrister (Sir John Barnard Byles, Judge of Common Pleas), First American, from the ninth English edition, Philadelphia, 1872.

20) 『若山儀一全集』上巻、11—12ページ。

21) アメリカ版「はしがき」の日付は1872年2月22日。田中彰『岩倉使節団『米欧回覧実記』』、岩波書店、1994年を参照。

22) 『自由交易穴探』の「広告」にバイルズの「小冊子」を選んだ理由を記し、「保護政策を主としたる書類にても傑利のは大部に過ぎ……」に始まり以下、E. P. スミス、W. エルダー、F. ボウエン、H. グリーリー、そしてE. サリヴァン（脚注4を参照）の名が挙げられているがリストの名はそこにはない。『若山儀一全集』下巻、761ページ。なおサリヴァンだけがイギリス人である。

ローの注釈はリスト保護主義論における農業の位置づけを批判するものであり、大島はこれによってはじめて「我心を得るを以て此に之を補譯す」と頭注に記しているくらいである²³⁾。

『自由交易穴探』に若山が付した長い序文(「引言」)は、国民の「福祉」と「安寧」、一国の独立と安全をはかるために保護政策を採って「農工商共少しも空手で居る者のない様に各其業に就する」ことを勧めたものである²⁴⁾。他国をして世界の工場イギリスに対する原料供給国と位置づけるブルーム卿の議会演説や「ある米國の經濟学者」のイギリスの「奸黠い通商政略」への批判を引用して行う若山の自由貿易批判は、内容的に「保護税説」のそれと変わらない。イギリスの通商政策に対する批判とともに、ここでもアウタルキー的性格の保護主義論が説かれている。一例を挙げるならば、安価な食料や衣料を外国から輸入すれば貧民の福祉が増すと、いう自由貿易論者の主張に対して若山は、これらの衣食住の必需品の生産に従事してきた「諸職人が営業の道を失ふ」のみならず、彼らが所得を失う分だけ「他の職人働人等が作り出す内國の産物も亦需用人が減ずる²⁵⁾」、と述べて「職人働人」の雇用確保を保護政策の目的としている。若山はとりわけ綿糸・綿布および砂糖の輸入増加が雇用に与える影響を憂慮し、木綿や甘蔗を「責て内國の使用に足る程に之を産生製造することを得ば」貿易収支の改善に役立つに違いないと指摘する²⁶⁾。これらの農産物の国内自給化論は犬養によって分有され、そして明治20年代になると大島の著述と実践活動を通じて、一層強く叫ばれるようになる。それはともかく若山にとって外国からの輸入の無制限の増加は、それだけ「工作の市場」と「職業」を国民が失うことであり、わが国がアイルランドと同じ運命をたどることを意味した。

若山に見られるケアリー保護主義論の痕跡は、そのアウタルキー志向とならんでその経済力優先=非軍事志向にもうかがえる。『保護税説』における「ケイリー」氏曰く能く敵に勝つ者は兵に非ずして富なり」というしばしば引用される文句は、ケアリーの『過去・現在・未来』から採られたと推測されるが²⁷⁾、『自由交易穴探』の「引言」においても若山は「海陸軍の兵備」よりも「商貿合戦の手宛」をする方が大事であるとかくりかえしている²⁸⁾。ケアリーはジャクソンやポークといった歴代民主党政権の領土拡張政策を批判したばかりか、共和党指導者シュワード等の海外膨張路線に対しても反対し、ペリー艦隊の日本遠征をくりかえし批判した。このようなケアリーの平和主義的な立場からする「帝国主義」批判という衣の下に、後の「門戸開放型帝国主義」的な市場征服という彼の「アメリカニズム」が見え隠れしないわけではない。

23) 富田鉄之助校閲、大島貞益訳『李氏經濟論』日本經濟会刊、1889(明治22)年、下巻12ページ。脚注4)および22)で挙げたサリヴァンの著書も農工保護を唱えている点で注目される。堀経夫、前掲書210ページ。

24) 『若山儀一全集』下巻、772ページ。

25) 同上、790ページ。

26) 同上、791ページ。

27) Henry C. Carey, *The Past, the Present, and the Future*, Philadelphia, 1848, p. 469.

28) 『若山儀一全集』下巻、772ページ。

合衆国の対英従属の象徴である大陸間横断鉄道を批判するケアリーが南北縦断鉄道の建設促進を説くのは、ケアリー自身の市場近接論の含意からしても矛盾がある。けれども、たとえケアリーの鉄道論が一貫性を欠いたにしても、彼の「アメリカニズム」あるいは「アメリカ体制」は、その国際的次元では自立した主権国家相互の「コマース」をもとにした対等の「アソシエーション」を意味するものであり²⁹⁾、「自由貿易帝国主義」であれ「帝国主義」であれ先進工業国による農業国の収奪を肯定する「体系」や「体制」とは異なるものである。若山がケアリーの思想のそうした特質を実によく理解していたことは驚きですらある。

「或る米國の經濟學者は英國にては用意已に整ひたれど他國にて保護政策を行はれた日には其工作の賣捌處が狭くなる故殊更に力を極めて自由交易を主張し之を世間に信用させんとするので是が即ち彼の奸黠い通商政略じやといふ者ありそは右まれ左まれ然心得て交際ても何も大英國女王で飽足らで印度皇帝まで兼勤なさる維多利亞御察に対し奉つて失敬と申譯でも御坐るまいし又人民同士の交際も夫で義理の缺くるといふ次第は有まじ然れば各國互いに工作を保護して其國を富強にするこそ本意なるべし³⁰⁾」

*

ケアリーの経済思想は、明治10年代前半に田口卯吉と犬養毅の間で交わされた「自由保護貿易論争」において、『東海経済新報』に拠る保護主義者の理論的支柱となった³¹⁾。堀経夫氏の前述の労作が詳しく内容を紹介しているのでこの論争について立ち入らないことにするが、犬養が1880（明治13）年頃にはケアリーの『社会科学入門』を繙いてたとする堀氏の指摘に関連して二、三付言しておきたい。ケアリーの代表作の短縮版の翻訳には、1884（明治17）年から88（明治21）年にかけて公刊された犬養訳『圭氏経済学』（全4巻）の他に、すでにふれたように未公刊に終わったもの大島貞益による完訳『加礼氏厚生学』の稿本が存在する。大島は犬養とはほぼ平行して翻訳を進め、後者の公刊により出版を断念したと推測される。さらにこれらの他に、結局企画倒れに終わったが、2回翻訳が試みられたことが現在迄に知られている³²⁾。興味深いのは田口卯吉の主催する「東京経済学講習会」の「講義録」の一つとしてケアリーのこの書物が取り上げられたことである。実際には編者マッキーンの序しか訳出されなかったが、「ケーリー氏経済書講義」の載った「講義録」第6巻の刊行年は1882（明治15）年9月となっ

29) 拙稿「『アメリカ体制』派経済学の思想的特質の一考察——ヘンリー・C・ケアリーの「個性」概念を中心に——」『立教経済学研究』1990年を参照。

30) 『若山儀一全集』下巻、774ページ。

31) 堀経夫、前掲書、213-231ページ。杉山忠平、「『東海経済新報』と保護政策」、前掲書所収。

32) 西田長寿『大島貞益・人と学説』（高橋誠一郎監修 日本の経済学者）、実業之日本社版、1945年、42ページが第3の邦訳の企画について記している。訳者は井上勤でタイトルは『社会学全書』であった。なお次注を見よ。

ているので、この翻訳の企画は犬養・田口論争の直後から持ち上がったと考えられる³³⁾。経済学関連の書物としてスミス、ジェボンズ、フォーセット、ケアンズなどのそれと共に「保護主義者」ケアリーの書物が「講義録」に加えられた理由は明らかにされていないが、ケアリーの保護主義がアダム・スミスの「自然的自由」に本質的に依拠することを理解すれば必ずしも不思議ではない³⁴⁾。この点「ケーリー氏経済書講義」の凡例に、書名を「社会学」とせず「甚だ人口に慣る故に俗に従て経済書」としたことを敷衍して次のように記されているのが示唆的である。すなわち、「蓋し書中地方分権の利を説くに当り主として中央集財（ママ）の害を述ぶるが如く其論扼寧ろ経済の理に出ればなり³⁵⁾。」ケアリーのこのような地方分権論は明治20年代の大島の保護主義論にも反映されていて、リスト的中央統制論とのズレを生む原因にもなっている。リストの『国民的体系』が翻訳される以前の段階において、ケアリーの『社会科学入門』がいかに関心され、その一端をこの資料は示すように思われる。

「自由保護貿易論争」に関連してつぎに指摘すべきことは、上記「ケーリー氏の経国論」を下敷きにした犬養の保護主義論にも、当然のことながら、若山儀一氏の議論について検出した諸特徴が見出されることである。堀経夫氏の要約に従って整理すると、第一に、犬養も国際分業を排して国内分業を重視し、「自支自足の富国たる」ことを目標に置いている（＝アウタルキー志向）ことである³⁶⁾。第二に、「真の自由競争は対等国の間にだけ行なわなければならない」とし、先進工業国と農業国の間の自由貿易を斥けたことである³⁷⁾。第三に、保護税は現在の生産者を助けるためでなく、該産業への将来の就業者の「就産の自由」を保障する手段である³⁸⁾。そして第四に、農業国が食料品・原料品といった「未製品」を輸出し、それと交換に製造品を遠国から輸入することの不利を、(1)運賃費用、(2)食料供給の安定的確保、(3)地力消耗の点から批判することである³⁹⁾。これらの論点は決して犬養に独自というものではなく、若山が既に提出していたものであることを重ねて指摘しておきたい。また、「今世自由貿易者流」の観念論に対する「国勢に由らず時情に由らず」という批判は、犬養にしろ若山と同様、保護主義を恒久化する意図のないことを示している⁴⁰⁾。

ところで、堀氏は「自由保護貿易論争」の紹介を閉じるにあたり、「イギリス学派を代表する田口卯吉」、「アメリカ学派を代表する犬養毅」というように両者を対照させている。しかし、氏のいわゆる「アメリカ学派」を代表するケアリーの経済思想の特質をわれわれはたんに通商

33) 復刻版『東京経済学講習会講義録』解説（大河内暁男），雄松堂出版，1993年。

34) 前掲拙稿「保護主義の二つの体系」参照。

35) 復刻版『東京経済学講習会講義録』第6巻。

36) 堀経夫，前掲書，225ページ。

37) 同上，226ページ。この引用文に限り堀氏のもの。

38) 同上，227ページ。

39) 同上，228ページ。

40) 同上，227ページ。

政策論の次元でのみ捉えてすまずわけにはいかない。「アメリカ学派」の特色は、犬養による政府の限定的介入支持論、協同的个人主義論の主張においても顕著にあらわれているからである。前者について犬養は「政府の正当職務」と呼び、「内国人民の安寧幸福を保護し外国の侵掠を以て我を衰頹するを防禦する即ち是なり」と規定する⁴¹⁾。後者については、「吾輩は固より全国の作業を保護し社会の利益を増殖することを期望するものにて、彼の一人一己の利益を主張し社会結合の運動を妨害する各人孤立主義（disorganizing individualism）と大に異なる所なり⁴²⁾」と述べている。これらの引用文の含意を堀氏は、「田口の個人主義および政府非干渉論を、全体主義および政府職務論をもって否定しようとするもの」だと解釈するが、「全体主義」と捉えるのは誤解であり、堀氏が同書の別の個所で指摘するように、「個人と社会との調和論」と解すべきであろう⁴³⁾。そして「政府職務論」は「限定的」政府介入の承認という点にアクセントを置いて捉えなければならない。ケアリーに即して言えば、社会全体の利益が個人の利益に優先しなければならないという思想も、「積極政府」論も彼にはない⁴⁴⁾。

*

第一次条約改正＝関税自主権の回復に先立つ明治20年代に、「国民主義経済の唱導⁴⁵⁾」の立場から保護貿易論を説いた大島貞益は、その後繊維工業などの軽工業から鉄鋼業などの重工業への支配的産業資本の移動はあったが、第2次条約改正＝関税自主権の完全回復の前後に「農工商進進鼎立論」を唱えて保護主義の立場をとった河上肇に比せられる。保護主義経済思想家としての大島に対する評価が、フリードリッヒ・リストの『経済学の国民的体系』のわが国における最初の翻訳者という地位にたぶんに負うことは否定できない。今日なお大島に関する最も詳しいモノグラフの地位を失わない西田長寿氏の評伝によれば、ジャーナリストとしての大島の活動はリストの訳書刊行直後の3、4年間にいっぺんに開花した感がある⁴⁶⁾。また大島の唯一の実践活動といってよい「国家経済会」の幹事時代も同じ時期である⁴⁷⁾。このように、リストの主著の翻訳が機縁で大島が「リストの議論の実際運動化」としての「国家経済会」の設立に参画したとすれば、西田氏が言うようにたしかに「この仕事の大島への影響は極めて大きかった」と考えざるをえない⁴⁸⁾。

明治20年代の軽工業を中心とする産業資本の急速な勃興が、一方でリストの保護主義の受容

41) 同上、222ページ。

42) 同上。括弧内の語は引用者が挿入。

43) 同上および242ページ。

44) 前掲拙稿「保護主義の二つの体系」を参照。

45) 丸山真男「西田長寿『大島貞益』」（書評）『戦中と戦後の間』みすず書房、1976年所収。

46) 西田長寿、前掲書、第4章「社会的活動時代」。

47) 同上、第2節。

48) 西田長寿『『情勢論』解題』『明治文化全集』（経済篇）所収、日本評論社 復刻版、1967年。

を時宜にかなったものとし、他方で「国家主義思想の盛行⁴⁹⁾」を生んだという西田氏の把握は、第1次関税改正の実現を視野に置くことによって、非の打ち所がないくらい整合的に見える。「条約改正と保護政策の理論的実践的闘士」という丸山氏の「大島評」にしても西田氏の解釈から出ている。また、堀経夫氏が「実に彼は犬養と共に明治時代における保護論者の双璧」であるというとき、両者がケアリーの著書の翻訳を通じて国民経済に関するあるヴィジョンを共有していたことを、氏がどこまで意識していたか不明である⁵⁰⁾。これに対して、大島の著者『情勢論』の復刻版に解題を寄せた本庄栄治郎氏は、大島を「国家主義経済学者」と呼んだり、本書を「国家思想涵養のためにも一読せられるべきもの」としている点できわめて時局色の濃い解釈を示している。本庄氏は、大島を単なる「保護主義論者」としてではなく、成立しつつある「日本独特の心と型」を具えた「日本経済学即ち日本主義の経済学」へと明治初年の「翻訳経済学」を導いた功績者として高く評価する⁵¹⁾。はたして大島の経済論が本庄氏の言われるほど「国家主義的」なものだったか否かについては既に西田氏が消極的な見方を示唆しており⁵²⁾、小稿も本庄氏とは異なる大島像を示したいと考えている。

以下において大島の経済思想におけるリスト的要素とケアリーの要素の混在の事実を明らかにしたいと思う。筆者はケアリー研究を通じて彼のリストに対する両義的評価に注目してきたが、中村勝己氏の諸論文によって、大島の諸著作に即して具体的に両者の差異を論証したいと考えるようになった⁵³⁾。一口に保護主義といっても「国家優位型」のリストのそれに対し、ケアリーのそれは「市民社会優位型」とでも言うべき特徴を持っている。あるいは地域間＝国際分業論を説くリストに対し、ケアリーは地域内的＝局地的分業を主張するというように、両者は経済発展戦略において鋭く対立する。換言すれば、不均衡発展型のリストに対し、均衡発展型のケアリー。農工商進進鼎立による「国家経済」の「自衛自活」という大島の成熟したヴィジョンが、リストの帝国主義的植民地支配論に由来するのか、あるいはケアリーのポピュリスト的・孤立主義的アウトタルキー論への共感に由来するのかは当然問われてよい問題である。われわれは既に若山儀一と犬養毅の保護貿易論の考察を通じて、堀経夫氏のいわゆる「アメリカ学派」のアウトタルキー志向を両者の共通性として指摘した。最後に大島貞益の経済思想におけるケアリーの影響を具体的に明らかにしたい。

『大島貞益』に拠れば70年に及ぶ大島の生涯は、修学時代、新政府出仕時代、第1次在野時代、社会的活動時代、晩年の5つの時期に分けられる。1888(明治21)年から1893(明治26)

49) 同上。

50) 堀経夫、前掲書、265ページ。

51) 大島貞益『情勢論』(本庄栄治郎解題)、明治文化叢書、日本評論社、1943年、101-102ページ。

52) 西田長寿、前掲解題。

53) 中村勝己「大正デモクラシーにおける二つの自由」『経済的合理性を超えて』みすず書房、1988年、197-8ページ。なお『現代世界の歴史構造——経済史家のみた後進国問題』Libro、1984年、299ページを参照。

年までの社会的活動時代に大島は「条約改正と保護政策の理論的実践的闘士として最も華々し」(丸山)く活動する。1888(明治21)年10月以前に、つまり『李氏経済論』の翻訳に着手する以前に、大島が保護主義に関する言説をなしたという事実はこれまで指摘されたことがなく⁵⁴⁾、これに先立つ新政府出仕時代と第1次在野時代とを通じて大島は英書の翻訳家として知られていた。1878(明治11)年1月に外務省翻訳局を最後に官途を退くまでに大島が手がけた翻訳に、バックル『英国開化史』(1871年刊の3巻本の第1巻の一部)やマルサス『人口論要略』(底本は原書とは別)、そして文部省が総力をあげて取り組んだ『百科全書』(原書はChambers' the information for the people)中の3篇等が含まれる。西田氏が指摘するように、バックルの歴史書の翻訳に先鞭をつけた功績は福沢ら明治啓蒙に与えたバックルの影響の大きさからも評価されてよい。外務省辞任から群馬県中学校長に就任する1884(明治17)年までの時代の大島の翻訳に、ジェボンズの『貨幣説』がある。前述のように田口卯吉の「東京経済学講習会」が講義録の一つとして1882(明治15)年にその翻訳を企画した経緯があるが、結局、大島訳が文部省編集局から翌年に公刊された。

翻訳家時代の大島の業績は他にもまだあるが、以上の例からも彼が箕作麟祥門下の英学者として高い評価を受けていたことがうかがえる。さらに、このような翻訳家としての力量に加え注目しなければならないのは、英米の最新の経済学関係の書物を大島が幅広く読んでいる点である。とりわけトインビーの『イギリス産業革命講義』(1884年)、ウェルズの『最近の経済変化』(1889年)、タウシッグの『合衆国関税史』(1884年)、合衆国国勢調査局の各種報告書、ブラッシーの『労働と賃金』(1872年)といったすぐれた実証的研究や統計資料から引用を行ない自説を組み立てている大島の態度は興味深い⁵⁵⁾。ちなみに、『最近の経済変化』は19世紀末に著された最もすぐれ、また、最も読まれた現状分析の一つであり、『合衆国関税史』は今日なおこの主題に関する最良の書物ということになっていて、しかも両著者は当時アメリカを代表する自由貿易論者の双壁である。このような大島の読書傾向あるいは関心の持ち方を見ても、彼の学風が教条主義者のそれとは相容れない実証的・自由主義的・学究的なものであったことがうかがえるのである。既述のように、わが国の有力な保護主義者は明治初年以来、いずれもケアリーの理論に依拠して自説を展開していた。にもかかわらず大島訳『李氏経済論』の出現によって突如ケアリーがリストにとってかわられた(かのように論じられる)背景の一つに、「保護主義の体系」の間の対立という理論上の問題として、ケアリーの保護主義論のいわばポピュリスト的・孤立主義的性格という問題があることを以下で明らかにしたい。だが念のためにあわてて付言すれば、大島のリストに対する態度は、ケアリーに対する場合と同様にアンビヴァレントであり、新たな権威への盲従という態度からは程遠いことを注意しておきたい。

大島の短い「社会的活動時代」はさらに、『李氏経済論』が公刊された1889(明治22)年、

54) 西田長寿、前掲書、41ページ。以下の記述は本庄栄治郎氏の前掲「解題」に拠る。

55) これらはいずれも単行本『情勢論』1891(明治24)年、金港堂刊において引用されたものである。

「国家経済会」を富田鉄之助らと組織し、『東京経済雑誌』誌上に「保護貿易論」を連載した1890(明治23)年、そしてその完結後に『情勢論』と改題し出版した1891(明治24)年の3年間に凝縮されている。西田長寿氏の『大島貞益』には、大島が1888(明治21)年8月頃から「高等普通学校」(?)に関係し、「高等普通学会」が翌年1月に創刊した『普通学講義録』の作成に5名の委員の1人として関係し、しかも経済学の科目担当者となった、という記述が見える⁵⁶⁾。西田氏がその存在を確認できなかったこの『講義録』の大島の担当分は、その後、『経済学講義 従六位大島貞益述』として現存することがわかった⁵⁷⁾。これによると大島は1889(明治22)年から翌年にかけて経済学を講義したらしい。この点も考慮すると3年間の大島の活動がいかに充実していたか想像にかたくない。そこでこの新資料と上記の文献、とくにほぼ同じ頃に作成したと推測される『李氏経済論』の頭注を手がかりに、大島の経済学説の形成にケアリーとリストが各々およぼした影響について分析してみよう。

*

『李氏経済論』の第2編〈歴史〉の最終章「歴史の教え」で大島は、次のような頭注を記している。

「益云米国学士保護の利を唱ふ割切ならざるに非ず但、その一途に偏するを以て多く人を服する能はず沿革派の説出てて之を時勢国情に帰す其論初て穏当なり」(上巻 218頁)⁵⁸⁾。

リストはこの第10章で自由→制限または保護→自由、という貿易政策の3段階について述べていて、国民経済の発展段階に応じて自由貿易かまたは保護貿易が選択されねばならないとしている。ケアリーの保護貿易論にしても関税による保護は一時的な手段にすぎないと捉えられているので、自由貿易への将来的な移行は当然含意されていると解さなければならない。しかし、同時にケアリーにはリストの明示的な3段階説に匹敵するような理論構成が欠けていることもたしかである。とりわけ第一段階において、未開状態にある農業国に対しては自由貿易が適用されるというリストの考えに合衆国南部をかかえるケアリーが同意するはずはなかった。リストは3段階のあらゆる段階で農業にだけは自由貿易を許した。このようなりストの貿易政策論が合衆国にとって持つ意味をケアリーは決して見逃さなかった⁵⁹⁾。後述するように大島に

56) 西田長寿, 前掲書, 35-36ページ。

57) 同上, 164ページ。三橋猛雄『明治前期思想史文献』明治堂書店, 1976年, 991-92ページを参照。なお貴重な資料の閲覧にあたり東京経済大学図書館にお世話になった。

58) 福沢諭吉の論説「世に無形究理の議論多し」『時事新報』1889(明治22)年3月2日付(『福沢諭吉全集』第12巻所収)にこれに似た文章が見出される。「又米国の学士ケレー氏所著の保護貿易の如き、引證の明なる、論法の巧みなる、是亦我輩の甚だ称賛する所なれども、其全体の所説を其ま、我国に採用して不都合なきやと云ふに、是亦然りと答ふるを得ず。」

59) 小林昇訳『経済学の国民的体系』の第15章「国民国家と国民の経済」に、自由貿易理論の立場に立ったリストの巧妙な合衆国説得が見出される。それは、合衆国は日本製自動車の自由輸入を認める代り

してもケアリーと同じようにリストの農業自由貿易論に対しては明確に反対を表明している。しかし大島がこの個所でリストを支持するのはそのこととはさしあたり関係がなく、リストが「時勢国情」に応じて貿易政策も変わるとしたからである。というのは、大島はわが国の開国→維新の段階こそリストのいう未開状態にあたるものであり、自由貿易は「民智」を啓く上で多大の貢献をしたと認識しているからにはほかならない。「時勢国情」に応じて、という大島の分別は、犬養にも（「国の形勢時情」）、また若山にも（「然ども之〔＝保護の術〕を用ふるに處あり、之を施すに時あり」）見られたが、明治20年代初頭に至るまでは自由貿易政策をもって可とする点で、大島の「時勢」認識は犬養や若山のそれと決定的に異なる⁶⁰。

大島がケアリーの保護一辺倒に承服できず、リストの3段階論に組したのは、彼の「政治的自由の擁護⁶¹」と無関係ではない。合衆国のように、とりわけ北部社会のように、市民社会が成立し財産権と政治的権利が一応保証されているところでは「市民的・政治的秩序」の形成はあらためて問われることはない。ケアリーがリストの説く⁶²自由貿易の功德に共感を示さない理由もここにある。ケアリーにとって自由主義的社会秩序は所与のものでしかない。だが、かつて故国を追われた体験をもつリストと彼のドイツにとってそれは合衆国におけるような確固とした既成事実であったわけでは決してなく、まして大島にとっては、ごく最近に至るまで存在しないも同然であった。

「益云是れ我邦維新以前の實況なり誰か知らん僅々に十餘年の間此新天地を現出し来らんとは法律制度の世道と相関する此の如く大なる者あり」（下巻 152頁）

これは〈理論〉編第25章「工業力と生産および消費の刺激剤」に対する頭注であるが、人びとの自発的活動を抑圧して生産力の発達をマヒさせていた旧体制の打破を大島がいかに歓迎したかは、さらに次の頭注からもうかがえる。

「益云吾曹徳川氏の時事を知るに及ふ者は此文を読んで轉、感情を深くす然れども今日の少年に在ては既に隔世の想を為すのみ」（上巻 354頁）

これらの頭注に開国→文明開化＝自由貿易という日本の近代化への歩みを断然支持する大島の、福沢ら明治啓蒙に共通の歴史認識がはっきり示されている。もしこの段階でケアリーに従っ

に、日本が合衆国の農産物に対して市場を開放することが前提にされなければならない、という論理と似ている。リストは工業製品を二つに分け、合衆国の綿繊維製品に対しては保護を認め、鉄鋼・機械製品のような「賃金が価格のおもな要素であるような工業製品」に対しては自由輸入を認める口ぶりである。ペンシルヴェニア州は合衆国鉄鋼業の中心であり、そして、ケアリーの分配論の特質はその高賃金経済論にあったから、リストのこのような論法は、英独の利害を反映したものでしかなかった。249-50, 241-42ページ。

60) 堀経夫、前掲書、219ページ。『若山儀一全集』下巻、737ページ。大島貞益『経済学講義』243-45ページを参照。

61) 丸山真男、前掲書評、201ページ。

62) 小林昇訳、前掲書、第10章「歴史の教え」における議論などを参照。

ていれば、日本は「農業国民」として鎖国＝保護の道を取り続け、近代化への外発的契機が失われてしまったであろう、というのが大島のリスト段階論の支持理由であった⁶³⁾。だが、リストの理論に対するいわば「遅れてきた」啓蒙思想家大島の共感は、「時勢国情」の認識という彼の実践的・現実的な歴史認識（＝目的意識）にかかわる限りにおいてであった。というのは、リストの段階論はそれが「横倒しされた」現実の資本主義世界体制においては⁶⁴⁾、イギリスを頂点あるいは中核とする先進工業国の利害の序列を正当化するイデオロギーに転化したからである。リストの国際貿易＝国際分業論は地理的決定論に立っているが、実質的にはリカードの説く比較生産費論に立った自由貿易論と変わらない。このことは、たとえば富田鉄之助の第13章「国民的作業分割と国民生産諸力の結合」への次の頭注に反映されている。

「鉄云我国実温帯に位置し既に天然の利を占む故に農工業を興し商業を張り熱帯諸邦を利用して富強を致すべきもの固より其處なり然るに未だ以て此地歩を為さざるもの何ぞや読者其所由を猛省すへし」（上巻 287—88頁）。

リストの経済発展段階説が含意する先進工業国・農業国間の自由貿易＝国際分業へのこのような共鳴は富田に顕著なものであって、大島には全く見られない。たとえば先に言及した第10章「歴史の教え」の末尾の頭注は、両者のそうした歴史認識の差を示してきわめて興味深い。

「鉄云吾帝国も亦將に第二段〔＝保護貿易〕に入らんとする時なり」（上巻 218頁）

「益云富田君の評固より当れり然れども余は尚ほ改て第二段に入れりに作らんと欲す」（同上）

両者の評註の意味の違いについて『大島貞益』の著者は分析していないが⁶⁵⁾、筆者はここには大島独特の農業保護論が写し出されていると考える。大島が比較優位にもとづく国際分業論の要請する「以農立国論」を否定していることは疑いを入れない⁶⁶⁾。イギリス自由貿易論が温帯に属する合衆国や日本に対して農業立国化を促すのに対して⁶⁷⁾、同様にリスト保護主義論は熱帯・亜熱帯に属する農業国に対して植民地化を強いるものであった⁶⁸⁾。たしかに大島は、一

63) おそらく大島は同上、第13章にも影響を受けたのであろう。

64) 「横倒しの世界史」という認識はケアリーの、*Manual of Social Science; being a Condensation of the "Principles of Social Science" of H. C. Carey, LL. D.*, edited by Kate Mckean, Philadelphia, 1864, p. 370 に見られる。

65) 西田長寿、前掲書、134ページ。

66) 『李氏経済論』上巻、152、274、276ページ。

67) 「米国は農業に利ある国故、農を以て国本とし、製造貿易の事は、前々より熟練し居る英国に依頼し置くへしといひます。これは全く通せぬ論にて、農を以て、国を立てるといふことの非なるは、既に前講に評論せし如し。』『経済学講義』233ページ。西田長寿氏は「彼が著さんとした「以農立国論」が形を代へて「保護貿易論」となったと解される」と解釈する。前掲書、137ページ。大島が『李氏経済論』頭注（上巻、152ページ等）で言う「以農立国論」とは、西田氏の解釈とは逆に、厳密にはその批判論という意味である。

68) 『情勢論』（明治文化叢書復刻版）139ページ。

方で「工業の民を保護するは即ち農民を保護する所以なり」と述べ、富田と同じように工業保護というリストの第2段階への貿易政策の移行の必要性を説いた。しかしながら、リストの場合、農・工業状態という発展段階にある国は、工業に対して保護政策を強く要求しつつも、農業に対しては自由貿易政策を許すものであった。リストが仏・米・独に対して指定した第2段階への日本の仲間入りを大島以上に強く願う富田が自国の農業保護をどう考えていたかさしあたり問わない。しかし大島は、この第2段階における農業自由貿易論に反対した。農業がそれ自体として保護されねばならないという思想は既述のように若山にも犬養にも見られた。大島も彼らと同様綿花の国内自給論を説く。しかし、ここで筆者が何よりも強調したいのは、その際大島にしてもその農業保護論をケアリーに拠って、しかも彼らよりも一層原理的な立場からこれを説いたことなのである。

大島の農業保護論は、二つの問題からなっている。一つは『経済学講義』にまず現れ、『情勢論』、『経済纂論』においてくりかえし説かれる農民層分解阻止論としての農業保護論である。もう一つは、地域間＝国際分業論批判としてのそれである。第一の論点農民層分解阻止論については小稿では割愛せざるをえないが、大島の農民保護論が、大規模工業の成立とともに現れる「工業集心の病」を矯めるべく、「細民自己自存の法」の一環として説かれている点だけを指摘しておきたい⁶⁹⁾。ケアリーやリストらのいわゆる「国民経済学」派に共通する「労働問題」あるいは「社会問題」への並々ならぬ関心を大島は示した。しかもその際、大島は1896（明治29）年に組織された社会政策学会の有力メンバーであった金井延や桑田熊蔵らと同様、資本と労働の調和を強調した⁷⁰⁾。この大島の労資調和論が、労働組合に対する消極的評価、ロッヂデール型消費者組合に対する積極的評価等においてケアリーのそれを想起させるが、大島にケアリーの高賃金経済論が見られないという論点は今後の検討課題にしたい。

*

大島がリストの『国民的体系』の翻訳を手がける以前にケアリーの著書の訳稿を作成し終えていたことはおそらく間違いのない事実である。『経済学講義』にはケアリーの「社会科学」の定義らしきものが引用されているが、ケアリーの理論に対する肯定的な評価は見られない⁷¹⁾。

69) 「今日我邦にて大農法を行ひたればとて強て米麦の取り高を増すにあらず、唯々差当り大に手明の農夫を生ずる訳なれとも、我邦農民2, 67百万の中其四分の三を手明きの民と為したればとて、当分何事にこれを用ふへきか」『経済学講義』52—3ページ。大島貞益著『経済纂論』野崎鶴吉刊、1900（明治33）年、第23編「諸組合」を参照。

70) 金井や桑田の思想に関しては、杉山忠平、前掲書、第1章を参照。

71) 「又近年の説にては別に経済学を一科の学として説くべからず唯「ソシアル、サイアンス」（社会学）とて人間の国を結びて此の世に生活する様を論する中に包羅して説くべしといふ説もあります」。『経済学講義』28ページ。「亜米利加のケーリー杯は大にマルサスの説を駁して居ますが、これはマルサスの説に取り違へたる論にして、…」同書、126—27ページ。後述のようにこうした評価はこの直

また『李氏経済論』の頭注でも大島は持論の農業保護論をリシュローのリスト批判を借りて表明したものであり(下巻12頁)、ケアリーへの評価はむしろ辛いと言える。その巻末に付録としてわざわざ記載した、ロッシヤーが自著の英訳アメリカ版に付した序文にしても、ケアリーの農工分業論を暗に批判する既述を含むものであって⁷²⁾、大島は『李氏経済論』翻訳の時点では若山や犬養ほどにもケアリーを理解していなかったように見える。事実、大島がケアリーの農工分業論を「是れ其全書結構の根本たる一論なり」と理解するに至ったのは『李氏経済論』訳した後であった⁷³⁾。「保護貿易論」におけるこのようなやや唐突なケアリー再評価は、貿易政策をめぐる自由、保護の別は「国勢時情」の如何によるという大島の以前からの立場を強めこそすれ決して弱めることにはならなかったけれども、これ以降大島の農業保護論はリスト的地域間=国際分業論に対する批判およびその系論としての綿花・砂糖などの国産自給化論として一貫して展開されるようになった。

『東京経済雑誌』に1890(明治23)年11月から翌年1月にかけて9回にわたり連載された「保護貿易論」は秋に『情勢論』と改題され単行本として公刊された。「余が一時の漫述誤て世の激賞を得ること斯の如きに至らんとは」と単行本の序に記した大島は、自説が歓迎された理由を「今や世上の議論は漸く空濠の域を去て着実に向はんとするが如し」と自負している。たしかに、『情勢論』は「時国情勢」あるいは「国情形勢」の重要性を説くのであるから、リスト的な段階論や国家論を時論風に祖述したかのような印象を与えかねない。しかし、その実際の内容は、統計資料にもとづく実証的な保護貿易の擁護であり、そして、リスト保護主義の批判である。その第1章では大島はリストとケアリーの各々の所説を例に引きつつ、「国勢時情」の重要性を指摘する。

「今夫れリストとケイリーは共に保護貿易の巨擘にして其著述は共に英國の跋扈を悪むか爲めに発する者なると、一たび二家の書を繙く者の知る所にして、殊にケイリーは深くリストに推服し其説李氏より出るもの甚た多きか如し、然るに李氏は中央集権を主張し一國の結合堅く、大権歸一する所なければ経済の方策立たすと説き、ケイリーは地方分権を主張し社会は天賦の如くにして地方の遠心力其中央の求心力と能く相抗するに非されは國の結構成らずと説く、この二事黑白相反するは甚た奇怪なるか如くなれども、一たび二氏か其身を處せし所の形勢を察すれば容易に其故を知るべし⁷⁴⁾」

これは「保護主義の二つの体系」の間に存在する差異を1世紀も前に指摘した見事な整理で

後に逆転する。

72) しかし、そこでロッシヤーが批判したケアリー農工分業論こそ大島がこの直後に支持したものであることに注意しなければならない。

73) 「ケイリーは凡そ輸入の最も痛禁すへきは製造の材料たるへき粗大の農品なりと云余は初め李氏の書を通読する間其意の在る所を解する能はさりしか近ころ之を知れり」。大島貞益「保護貿易論」『東京経済雑誌』第546号、1890(明治23)年11月8日、649ページ。

74) 『情勢論』(明治文化叢書復刻版)、115ページ。

あり、筆者は不明を恥じるよりほかない。このように『情勢論』は、リスト保護主義とケアリー保護主義の各々の歴史的個性を強調し、かかる「国勢時情」をふまえたうえで、リスト保護主義を合衆国のみならず日本に適用できない所以を論じた書物なのである。

両保護主義の根本的差異として大島が挙げるのは、農産物輸入をめぐる自由化論(=リスト)と保護論(=ケアリー)というわれわれがすでに見てきた対立である。このくだりで大島が、1889年のイギリスの統計を引いて、まず製品輸出・食料原料輸入型のイギリス貿易構造を明らかにし——うち合衆国からの輸入品の8割強が食料・原材料からなる——、次いで、国情を同じくするドイツの貿易構造を類推し、リストの農業自由貿易論の客観的背景を説明する態度は公平そのものといってよい。

「然れとも米國はその境土の廣大無邊なる、其纔かに起る所の者は農業にして、粗大の農産物は到處に充溢せるか故に、ケアリーは農産物輸入すへからすと説き、成丈け地方に製造を興起して、其地に産する者は勉めて其地に消費し、以て粗大の物品を遠地に輸送するの費を免かれしめんとす。是れ其全書結構の根本たる一論なり⁷⁵⁾。」

このようなケアリーの農工分業論の特質についてつとに堀経夫氏は「(農工)市場近接説」と呼び表していたが、氏のいわゆるリストの「農工共在論」との理論的差異については気づいていなかった⁷⁶⁾。

リストの農業自由貿易論に対する大島の批判は第3章「分業の理を列国の間に拡充するは不可なり」で本格的に展開され、他方、ケアリーの農工分業論の擁護は第4章「工業の民を保護するは即ち農民を保護する所以なり」で詳論される。まず第3章について見ると、ここでも第1章同様重要な加筆修正が行なわれていて、とくに雑誌掲載時には無かった名ざしのリスト批判が2頁にわたって加筆されている点が指摘されねばならない。それは「独り農国は農を守り、製造国は製造を守るへし」というリストの国際貿易論または欧州工業諸国・アジア熱帯諸国間分業論(『国民的体系』第22章)すなわちリストの帝国主義的植民地論に対する激しい批判を内容としている。次の文章は富田鉄之助に見られた帝国主義的発想と大島がいかにも無縁であったかを示すのみならず、ヨーロッパ啓蒙の限界を鋭くついたものとして、そして、アメリカ保護主義への大島の親近感を示すものとして注目される。

「又[リスト]曰く、上略、此亜細亜の腐敗せる開化、一朝欧州新鮮の空気に触れば、其泚然として氷漸し去らんは、之を掌上に見るより明らかなり。此に至つて欧州諸國亜細亜全土を取て、其庇護の下に置くの必要なること、今日英國の印度に於けるか如くなるへし。中略、亜細亜全土天然肥沃の土多く、其地過半は、諸種の生品并に日用必須の品を以て欧州諸國に供給するに足り、殊に所謂「屬土物産」を生ずること夥多にして、且此等の品と換へて無量の製造物を取らんとす、云々。嗚呼此爾説、一は亜細亜を以て欧州廢物の棄場と為したるなり、一は

75) 同上, 117ページ。

76) 堀経夫, 前掲書, 269ページ。

亜細亜を以て其自ら製造を起すの下職と為したるなり。議論公正を旨とせる学者と雖とも、其自ら身を處し眼を注く所の局面以外の事を論ずるは、往々此の如し。況や実地の政治家をや。其胸中此の如き意見を挾て列国分業の役割を為さば、豈に欧州以外の國に賦するに、好役割を以てせんや。英國常に米國に苦説して、永く農業を守らしめんとするは、全く此意に外ならず。米國と印度とは英國製造の二大下職なりしに、米國は英國の教に背て日々に隆盛を致し、印度は英國の教に従て日々に衰弱す、局外の觀者は須らく鑑とする所を知るへし⁷⁷⁾。」

「分業の理を列国の間に拡充するは不可なり」において大島は、(1)地域間＝国際分業が一国の健全な産業発達を阻害すること、(2)有事の際に外国からの供給途絶の憂き目にあうこと（南北戦争中のマンチェスターの綿花供給途絶の例が挙げられている）、(3)農産物輸出にかかる高輸送費用、の3害をあげて、「分業の理は決して列国の間に行ふへからず」と結論する。ここには大島の強いアウトルキー志向がはっきり見られる。すなわち、「百物皆一境の中に羅致するは、固より得からずと雖とも、其得て羅致すへき者は勉て之を羅致して、漫に他國に依頼するを免るへし。之を工業の独立と謂ふ。独立とは豈に独り國の主權を失はざるの謂ならんや⁷⁸⁾」と結んでいる。この最後の個所は、「法權は國の体面の關する所なり。稅權は國の利害の關する所なり」という第9章「結論⁷⁹⁾」に対応していて、大島の經濟主義的アプローチをあわせて示すものである。この点でもケアリーとの類似性を想わせる。

第4章は「農業製造到處に相錯はりて農事始めて大いに発達す」というケアリーの市場近接論に拠って大島が積極的に自己の國民經濟のヴィジョンを展開した個所である。ケアリーはそれを「コマース」(commerce)という術語で表わし、これと対立する遠隔地間取引または貿易は「トレード」(trade)という術語で表わし區別した。ケアリーは「コマース」の他に、association, concentration, societyといった術語を可互換的に用いているが⁸⁰⁾、ここで指摘したいことは、大島が「コマース」に「互市」の訳語をあて、「トレード」=「貿易」とのその決定的な相違を強調したケアリーの真意を正確に理解しえたことである⁸¹⁾。ケアリーの「コマース」は、自足的な局地内的分業關係＝再生産圏が多極＝分散状に形成された國民經濟を意味し、そこでは「トレード」と鉄道に対しては、最小限の役割しか与えられていない。この「到處農工の民相錯より其土に産する者は皆土に消費盡す」「農工相錯はれる地」では、これとは対照的な「ミルの所謂異能 Individuality 起らず、ケイリーの所謂殊異 Difference 生せず」「農業一途に偏する地」に比して、農民數に逆比例する形で地価が高くなる。大島はここから「農事製造は両々相待て行はるる者」と結論するのであるが、その裏付けにやはり「米國1883年の農

77) 『情勢論』, 137—39ページ。『東京經濟雜誌』第549号, 1890(明治23)年11月29日, 765—768ページ。

78) 『情勢論』, 141—42ページ。

79) 同上, 191ページ。

80) Carey, *Manual of Social Science*, p.200.

81) *Ibid.*, p.256 et passim.

務省の調査」が引用されている⁸²⁾。

ここでさらに一層目をひくのが、ケアリーの「コマース」論を適用して東北奥羽地方の貧困を説明している個所である。「東京米価—運輸の費」は即ち秋田山形の米価なり」とは、農産物を遠隔地に輸送することの愚を、また、粗大な農産物を未加工のまま他国に輸出することの不利を説くために大島が日頃よく口にした言葉であるらしい⁸³⁾。後者の点に関して大島は、ケアリーを通してアダム・スミスの「農業の子孫としての工業」を、「外国貿易の子孫としての工業」よりも重視した。「然ればアダム・スミスも亦米麦の世界の極端に達すへからざるを知る者にして此を以て見る時は一国農を以て経済を立つるの非なるを暁るべきなり⁸⁴⁾」

自由貿易論者の説く国際分業論はもとより、リストの国際貿易＝地域間分業論に対してさえも大島の評価は否定的であった。大島はケアリーとともにスミスに拠って、「一国の内と雖も、工業は随分到處に起すへし。地域間分業の細微に過くるは、國の為に喜ふべきことにあらず⁸⁵⁾」と述べたのであって、リストに拠って、「工業の民を保護するは即ち農民を保護する所以なり」と唱えたのではなかった。「米、濠又は支那、日本等の如き農国新たに工業を起すに当ては、其論決して用ふへからざるなり」と大島が述べる時、そこにはリストの訳者としての面影は全く見られない。

*

『大島貞益』を著わした西田長寿氏は戦後になってから書かれた『情勢論』解題において、「保護貿易が結局は独占資本に奉仕し帝国主義に通ずるものであることは彼の認識を超えた問題であった⁸⁶⁾」と述べているが、大島が条約改正→税権回復を通じて保護しようとした対象が必ずしも西田氏のような「独占資本」でなかったことはこれまでの考察からも明らかであろう。『情勢論』第5章で「自由派論者は皆近視眼なり」において、大島は綿花の国内自給論を彼の農業保護論の一環として真剣に説いている。「正当穏和の保護により一国首要の物産を興起し得たる例を尋ぬれば、近くは米国南部諸州の綿花の如き、以て亀鑑とすへし⁸⁷⁾。」綿花が南北戦争前合衆国の農産物輸出の大宗であった事実を知りながら、大島は、合衆国にしても建国直後にフランクリンの奨励でインド種が移植されたのが栽培の起源であったと述べ、「是れ其天末より移植し来りて、末た百年を過ぎざる物産なり⁸⁸⁾」と、綿花の国内自給の可能性について説いているのである。「棉作奨励会」の設立は彼の国産化論の実践にほかならない。同

82) 『情勢論』144—47ページ。

83) 同上、147—48ページ。

84) 同上、149ページ。

85) 同上。

86) 『明治文化全集』（経済篇）復刻版、1967年、36ページ。

87) 『情勢論』159ページ。

88) 同上、160ページ。

じ西田氏が『国家経済会報告』第2回に載った同会の設立趣意書について、「強いアウトルキー的経済政策と帝国主義的主張が感じられるが、大島自らは、それほどの強い主張の人ではなかったように思う」とも指摘しているのであるから、上記の引用文はさらに割り引いて考えられるべきであろう。さらに西田氏は、大島がケアリーに拠って中央銀行の強力な金融統制策を好まないような口吻をもらしていることに、「国民主義経済学者」らしからぬ、とさえ指摘しているところを見ると、大島のリストに対する両義的評価に気づいていたと思われる⁸⁹⁾。大島の「自衛自活」という国民経済論は、リストではなくより多くケアリーの思想的インパクトの所産であった、というのが小稿が得た結論である。

89) 西田長寿, 前掲書, 121ページ。